

### III. スポーツ基本計画の考え方

スポーツ基本計画の評価の在り方を検討するに当たっては、スポーツ基本法及びスポーツ基本計画の策定経緯・基本的な考え方等を理解することが不可欠である。

本事業では、まず、中央教育審議会（以下、「中教審」という）スポーツ・青少年分科会の議事等の文献調査等に基づき、スポーツ基本法及びスポーツ基本計画の策定経緯について把握するとともに、同法でのスポーツ基本計画の位置づけを確認した。

また、スポーツ基本計画の構成を確認するとともに、同計画の評価に係る記述を整理した。

#### 1 スポーツ基本法の制定経緯

従来、我が国のスポーツの振興等に関する施策等の基本的な事項を定めた法律は、1961年に制定された「スポーツ振興法」であった。しかし、スポーツ振興法が制定されてから50年が経過する間に、我が国は、少子高齢化や情報化社会の進展、地域社会の空洞化や人間関係の希薄化が進んだほか、グローバル化に伴い国際的な協力・交流が活発になる一方で、国際競争も激化するなど、我が国を取り巻く社会環境や価値観は急激に変化している。

またスポーツ界では、ガバナンスの向上やドーピング防止、スポーツ仲裁等のスポーツ界の透明性、公平・公正性に対する要請が高まるとともに、プロスポーツ及び障害者スポーツの発展や国際化の進展等の大きな環境変化の中で、新たな課題が生じている。

このような変化や新たな課題に法律上も対応する必要が生じたため、スポーツ振興法を全面改正する形で、2011年に「スポーツ基本法」が制定された。

スポーツ基本法は、我が国におけるスポーツの一層の推進を図るために、2007年から超党派のスポーツ議員連盟で検討が開始され、2011年5月に衆議院8会派の共同提案で国会へ提出後、衆議院及び参議院にて全会一致で可決・成立し、6月24日に公布されている。

#### 2 スポーツ基本法におけるスポーツ基本計画の位置づけ

スポーツ基本法第9条では、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため文部科学大臣が「スポーツ基本計画」を定めなければならないことや、同計画を定めるに当たっては政令で定める審議会等の意見を聴かなくてはならないことが定められている。

また、同法第10条では、地方公共団体は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即した「地方スポーツ推進計画」を定めるよう努めるものとすることが定められている。

表 4 スポーツ基本法におけるスポーツ基本計画及び地方スポーツ推進計画の条項

<p>(スポーツ基本計画)</p> <p>第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。</p> <p>3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。</p> <p>(地方スポーツ推進計画)</p> <p>第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。</p> <p>2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。</p>
---

### 3 スポーツ基本計画の策定経緯

スポーツ基本計画の策定に当たっては、2011年9月に文部科学大臣から中教審に対して諮問がなされ、それ以降、中教審スポーツ・青少年分科会スポーツの推進に関する特別委員会において主として検討が進められた。この委員会は、中教審スポーツ・青少年分科会スポーツ振興に関する特別委員会を継承する形で設置された。

その後、中教審の審議を経て、2012年3月21日には中教審答申「スポーツ基本計画の策定について」が取りまとめられ、同月30日、文部科学大臣がスポーツ基本計画を決定した。

### 4 スポーツ基本計画の構成

スポーツ基本計画は、今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針として、「スポーツを通じてすべての人々が幸せで豊かな生活を営むことができる社会」を創出するため、「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題とし、さらに、以下の7つの課題ごとに政策目標を設定して、スポーツの推進に取り組み、スポーツ立国の実現を目指すこととしている。

- ①子供のスポーツ機会の充実
- ②ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ③住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の推進
- ④国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- ⑤オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進
- ⑥スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- ⑦スポーツ界の好循環の創出

スポーツ基本計画の策定に当たっては、前の計画に当たる2000年に策定(2006年に改定)された「スポーツ振興基本計画」の達成状況と課題についての評価が行われ、その評価結果はスポーツ基本計画の内容に反映されている。

なお、スポーツ基本計画は国(文部科学省)の施策のみを対象にした行政計画ではなく、スポーツ関係省庁(厚労省・国交省等)や、独立行政法人・スポーツ団体・地方公共団体・学校等の多様な主体が果たすべき役割に留意して策定されている。

## 5 スポーツ基本計画の評価

スポーツ基本計画は「第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項」で「計画の進捗状況について計画期間中に不断の検証を行い必要な施策を講じるとともに、検証の結果を次期計画の策定における改善に着実に反映させる」としている。

ただし、スポーツ基本計画中には、評価方法や評価主体・評価期間等も含め、具体的な評価の在り方は明示されておらず、「計画の進捗状況や施策の効果をより適切に点検・評価することを可能とする評価方法や指標等の開発を図る」とされているのみである。

なお、参考までに国の政策評価制度との関係を以下に示す。

### (参考1) 政策評価制度との関係

国の政策を評価する制度としては、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」<sup>1</sup>に基づき、各府省が自らその政策の効果を把握・分析して評価を行い、その結果を次の企画立案や実施に役立てることを基本とする政策評価制度があり、現行のスポーツ関係政策は、この政策評価制度に基づく評価を受けている。

政策評価に際して文部科学省は、政策目標11「スポーツの振興」の中で、「子どもの体力の向上」、「生涯スポーツ社会の実現」及び「我が国の国際競技力の向上」を施策目標に掲げ、評価を行っている。

<sup>1</sup> 平成十三年六月二十九日法律第八十六号。以下「政策評価法」という。